

## 宮崎県バス利用促進協議会規約（案）

## （目的）

第1条 宮崎県地域公共交通計画（以下「計画」という。）に基づき、官民が一体となって効果的な利用促進策等を検討・実施し、広域的なバスをはじめとするバス路線の維持・充実を図るため、宮崎県バス利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 効果的な利用促進策の検討・実施に関すること。
- (2) バスを中心に鉄道やその他の交通モードとの結節強化（乗り継ぎの円滑化）に向けた検討・調整に関すること。
- (3) バスイベントの開催及び先進的な取組の調査・研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

## （協議会の委員）

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長には宮崎県総合交通課長を、副会長には宮崎市企画政策課交通物流政策室長をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

## （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

## （書面による決議）

第6条 会長は、次に掲げる事由に該当する場合、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合。
- (2) 会長が書面による審議をもって足りると認める場合。
- (3) 事前に協議会において書面による決議の了承を得ている場合。

- (4) その他、社会情勢等に鑑み、対面での開催が困難であると認められる場合。
- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県総合政策部総合交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が任命する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務・会計に関し必要な事項は、別に定める。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が任命した監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会及び部会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分		所属	役職
市町村	1	宮崎市	交通政策担当課（室）長 他関係課長
	2	都城市	
	3	延岡市	
	4	日南市	
	5	小林市	
	6	日向市	
	7	串間市	
	8	西都市	
	9	えびの市	
	10	三股町	
	11	高原町	
	12	国富町	
	13	綾町	
	14	高鍋町	
	15	新富町	
	16	西米良村	
	17	木城町	
	18	川南町	
	19	都農町	
	20	門川町	
	21	諸塚村	
	22	椎葉村	
	23	美郷町	
	24	高千穂町	
	25	日之影町	
	26	五ヶ瀬町	
関係公共交通 事業者等	27	宮崎交通株式会社	乗合バス等担当責任者
	28	三和交通株式会社	
	29	有限会社高崎観光バス	
	30	本村交通株式会社	
宮崎県	31	宮崎県総合政策部	総合交通課長